

令和3年12月20日

保護者 様

流山市教育委員会

冬季休業中における新型コロナウイルス感染症の対応について

【現在】

以下の場合、家庭から学校に速やかに連絡をお願いしています。兄弟や姉妹がそれぞれ小学校と中学校に在籍している場合には、両方の学校に連絡をお願いしています。

- (1) 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合。
- (2) 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合（同居の御家族が感染した等）。
- (3) 同居の御家族が濃厚接触者に特定された場合。
- (4) 児童生徒等又は同居の御家族が濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合。

【冬季休業中の対応】

冬季休業中は、「1 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合」のみ電話連絡をお願いします。感染が判明した日によって連絡先が異なります。

- (1) 12月24日（金）～12月27日（月）に感染が判明した場合
→ 速やかに学校に連絡をしてください。
- (2) 12月28日（火）～1月3日（月）に感染が判明した場合
→ 1月4日（火）に流山市役所（7158-1111）に連絡をしてください。

※ただし、12月28日（火）～1月3日（月）の期間中でも、検査日もしくは発症（発熱）日から起算して、2日前に登校していた場合は、速やかに流山市役所（7158-1111）に連絡をしてください。